

公 示 送 達 書

(榛東村税条例第18条の規定による送達書)

次の書類は、通常の方法では送達不能ですので、当庁に保管してあります。
書類の名あて人又はその関係者の申し出があればいつでもお渡しします。

令和 8 年 7 月 6 日

群馬県北群馬郡榛東村長 南 千晴



送達すべき書類	送達を受けるべきものの氏名 又は名称
地方税法第13条第1項、森林環境税及び森林環境譲与税 に関する法律第7条第1項に規定する通知書	大内 至穂
地方税法第13条第1項、森林環境税及び森林環境譲与税 に関する法律第7条第1項に規定する通知書	小堀 顕弘
地方税法第13条第1項、森林環境税及び森林環境譲与税 に関する法律第7条第1項に規定する通知書	NGUYEN HONG GIANG
以下余白	以下余白

注 この掲示は、榛東村税条例第18条によるもので、この掲示を始めた日
から起算して7日を経過した日に上記の書類が送達されたものとみなされます。